

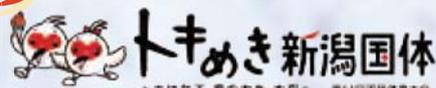
聖籠町 2009

新年あけまして おめでとうございます



町のイメージキャラクター
緑丸

国体イヤー開幕！みんなの力で成功させましょう



男子フルーレ個人表彰式（左から準優勝の太田雄貴選手（森永製菓）、優勝した福田佑輔選手（警視庁）、3位の斎藤有選手（株鶴弥）、淡路卓選手（旧大））



▲目にも止まらぬ速さで、攻守が展開。（女子フルーレ）



▲聖籠ジュニアフェンシングクラブと記念写真に納まる太田選手。

12月11日（木）～14日（日）の日程で、今年開催の「トキメキ新潟国体」リハーサル大会と位置付けられた全日本フェンシング選手権大会が、聖籠町総合体育館で開催されました。フルーレ、エペ、サーブルの各種目ごとに男女の個人及び団体戦が行われ、熱戦が繰り広げられました。

注目の北京オリンピック銀メダリスト太田雄貴選手（森永製菓）は、11日の男子フルーレ個人戦に出場し、実力通り順当に勝ち進みましたが、決勝ではワールドカップ優勝経験もある福田佑輔選手（警視庁）に破れ、2年連続3回目の優勝を逃しました。

広報

せいろう 2009



January No.390

新年を迎えて



聖籠町長

渡邊 廣吉

町民の皆様、あけましておめでとうございませう。おだやかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は、第三次総合計画に基づき、多くの皆様のご協力、ご理解を得ながら町民一人ひとりに希望と勇気を与える町づくりを目指し、各行政分野において事業に取り組んでまいりました。

また今年開催される「トキめき新潟国体」のリハーサル大会としてセーリング、サッカー、フェンシングの各大会も成功裏に終わり、国体本番に向けて着々と準備を進めているところです。

さて、日本国内の情勢に目を向けますと昨年は暗い話題の方が目立った年と言

えるのではないのでしょうか。経済については一昨年に起こったアメリカのサブプライムローン問題や原油価格の高騰、証券大手リーマンブラザーズの破綻等の影響から世界同時金融危機に突入し、いまだ回復の兆しが見えない状況です。その余波を受けて我が日本も、株価の下落、円高などで景気も低迷しているなか、大手優良企業の大リストラ発表や、新卒大学生の内定取り消しなど引き続き厳しい経済情勢が社会問題となっています。産地偽造食品の横行や毒入り騒動などもあり、安心して生活する権利さえ脅かされている状況となっています。

またこのような状況下にこそ国の政策

今年は
うし

干支
「丑」年

今年（うしどし）は、牛は、十二支の二番目、偶蹄目反芻類ウシ科の動物です。胃が四つあって反芻することはよく知られています。

家畜としての牛には役牛、肉牛、乳牛などがあります。日本でも戦前は、農耕や運搬などに盛んに役牛が活躍していましたが、最近では、そうした風景はあまり見かけなくなりました。家畜以外の牛には野牛、水牛などがいます。牛が家畜として飼われたのは、新石器時代あたりが起源といわれています。日本でも縄文時代に牛が飼われていたという説があります。牛車は平安貴族の乗り物で、今もひな祭りのひな壇に飾られています。

私たちが牛と聞いてイメージするのは、牧場の風景によく似合う白と黒の乳牛ホルスタインではないでしょうか。また、年賀状などの干支のイラストに登場するのは茶色の牛が多いようです。

人との付き合いが長い牛は、ことわざにもよく登場します。よく知られているのは、「食事してすぐ寝ると牛になる」ではないでしょうか。昔は

に期待を寄せられるところですが、『選挙の顔』として与党から期待され、登板した麻生総理大臣は、「まずは景気対策を」と政策づけて第一次補正予算を成立させました。しかし、総選挙を先延ばし、定額給付金などの景気対策を盛り込んだ第二次補正予算案を年明けの通常国会に送るなど迷走を続け、首相の指導力不足や自らの失言などで与党内の求心力も低下し、合わせて内閣支持率も急激に低下するなど混迷を極め、いまだ具体的な対策を実現できていないのはご承知のとおりです。

このような先行き不透明な時代ではありませんが、聖籠町としてはこれまでどおり『緑・ふれあい・夢づくり』町民参加で豊かさの実現』を基本理念とした第三次総合計画に基づき、継続した教育・福祉政策の充実と農業振興・環境政策・安全で安心な地域づくりを重点政策として取り組んでいく所存です。特に今年計画終了年度の前年になることから計画全体の評価と、未来を見据えた新たな計画作成の準備をする年と位置づけ、アンテナを高く掲げ、かつ地に足をしっかりとつけた町づくりを推進していきたいと思

います。その上で昨年暮れに実行しました地域活性化対策券の発行や不況に伴う雇用対

策等町独自の対策も町民の皆さんのニーズに気を配りながら実施したいと思えます。そのためにもこれまで同様「町民対話」を基本とした行政運営を行っていきますので、皆さんも各集落でのふれあいトークの参加や、町政ポストはがきや町ホームページにある町長談話室（コミュニケーションルーム）などを大いに活用していただき、町に対するご意見・ご要望をお寄せいただければ幸いです。

最後に、重ねて本年開催の「トキめき新潟国体」の成功のため、町を挙げて取り組みますので、町民の皆さまのご協力をよろしく願います。

本年も職員ともども町政に臨んで参ります。

町民の皆様のご今年一年の限りないご健勝とご多幸をご祈念申し上げ年頭のごあいさつといたします。



行儀の悪い子をしかるときに親がこの言葉をよく使ったものです。でも、最近では、食後に慌てて動くよりも、少し休んだほうが消化にもよいといわれ、この言葉はあまり聞かれなくなりました。

牛はよく馬と比較されます。「馬に交じりたる牛」は、能力の劣ったものがまじっているということ。「馬に乗らねば牛に乗れ」は、次善の策というような意味で使われます。どうやらことわざの上では、牛は馬にひけを取っています。

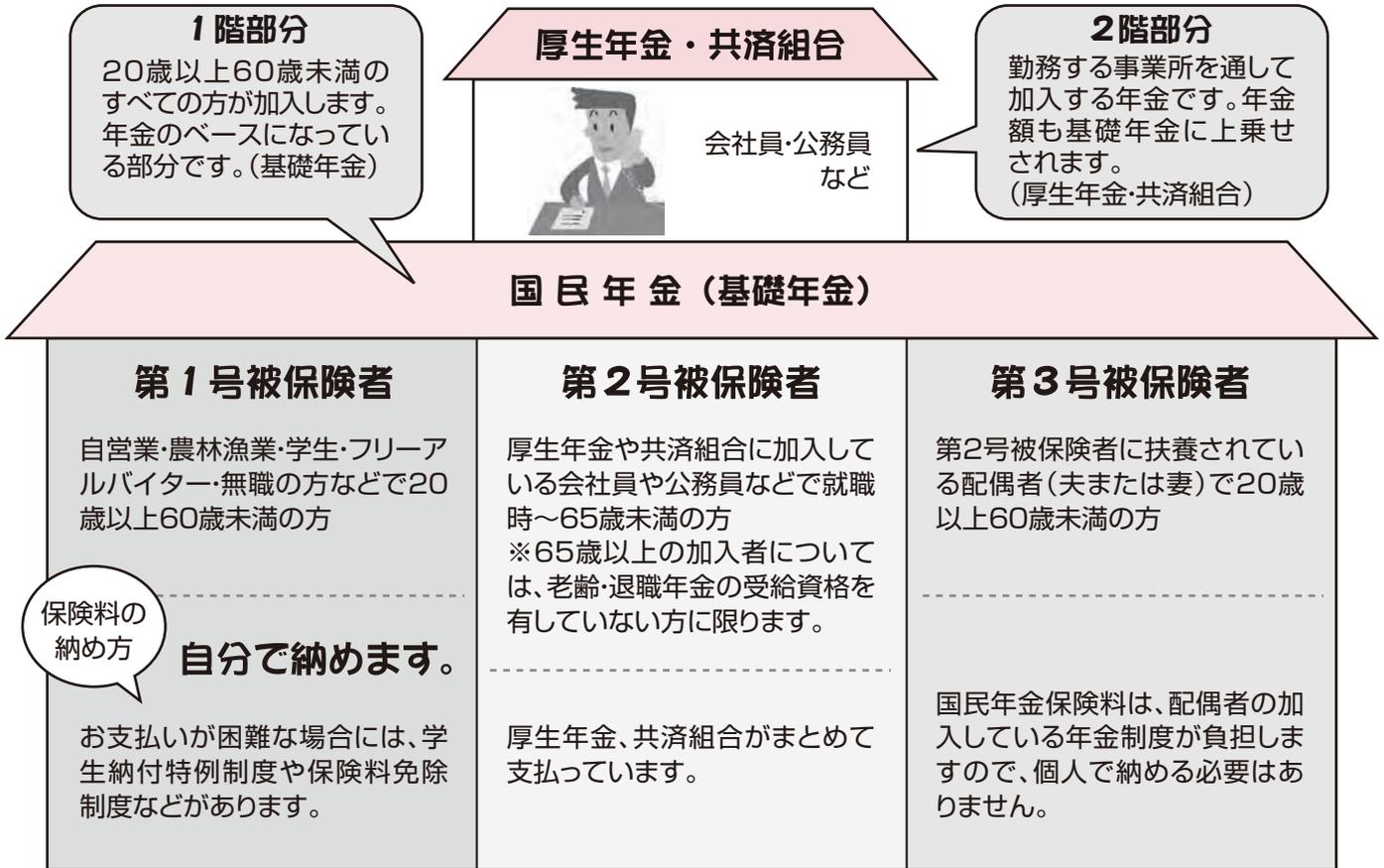
「牛歩戦術」は、牛がのろいことからきたもの。「牛のよだれ」は、だからだしていることと思われませんが、「商いは牛のよだれ」という言葉もあり、細く長く辛抱するのがよいということのようです。「男と牛の子は急ぐものではない」も、牛のよう

にゆったりと構えよということです。和牛人気により、最近各地では肉牛の飼育が盛んに行われており、地域おこしにひと役買っています。昨年は食品の偽装問題が起こり、牛肉にとってもたいへんな年でしたが、今年もおいしい牛肉を食べられるといいですね。

昨年はせわしなく首相が入れ替わったり、動機の理解しがたい暗い事件もありました。今年の丑年は、どつしり構えた牛に習って、のんびりと角は突き合わず、仲良く平和にいきたいものです。

国民年金のしくみ

日本国内に住所がある、20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入し保険料を納めます。



国民年金保険料の額(平成20年4月から平成21年3月まで)
1ヶ月 14,410円



保険料は、20歳から60歳までの40年間納めます。
毎月の保険料は、翌月の末日までに納付することになっています。
同じ国民年金保険料でも、口座振替や前納をすると保険料の割引がありお得です。
申し込みは簡単ですので、お住まいの市町村役場が最寄りの社会保険事務所にてご相談ください。



保険料を納められない場合は未納のままにせず、免除等の申請を行ってください。

※保険料を未納のまま放っておいたり、申請手続きが遅れたりすると、万一の場合の「障害基礎年金」などが受けられない場合があります!

- **免除の申請に必要なもの**
印鑑、本人確認できるもの(免許証または健康保険証)、学生証(学生の場合)

お問い合わせ 聖籠町役場 町民課 国民年金担当 ☎ 27 - 2111 (内線 112)
新発田社会保険事務所 ☎ 23 - 2120

大麻の話

～ 薬物乱用の道へ進まないために ～

回は、この大麻についての話です。

1. 大麻について

大麻は麻(アサ)の一種で、陶酔(とうすい)・気持ちよく酔うこと)成分を多く含むインド麻を主に指します。大麻の葉、莖、花を加工したものはマリファナ、ハシシなどとも呼ばれ、燃やした煙は陶酔作用があり、嗜好品等で使われます。一方、麻の繊維は衣類、紐(ひも)、縄(なわ)、麻袋などに利用されます。大麻の種は、調味料(七味)や鳥の餌にも普及しており、私たちの生活で、麻は広く使われています。繊維をとる産業用の麻は主に栃木県で栽培され、陶酔成分が生成されないよう品種改良されています。悪用を防ぐため、栃木県は麻の種を県外へ持ち出すことを禁止しています。

また、旧日本軍が第2次世界大戦前より長野県と北海道で大麻の生産を推奨していたそうです。そのため、その地域では野生化した大麻が現在も自生しています。

2. 大麻と法律

大麻に関する検挙数が年々増加しています(グラフより)。日本では、無許可で大麻を所持、栽培、販売した場合、最高懲役10年の刑に処せられます。前述の野生化した大麻の葉1枚でも

採取、所持していると処罰の対象になります。一方、大麻の成分が体内に入ること自体は法律違反ではありません。それは、護摩炊きやお盆の迎え火、野焼きの際に大麻の成分を受動的に吸入してしまう可能性があるからです。

海外では大麻を所持し嗜好品として使用することに寛大である国もあります。そのような国では、心身への悪影響も十分啓蒙し、大麻を吸うか否かは各個人の自己責任に任せられています。



3. 大麻とからだの影響

大麻の煙などから大麻の成分を体内に摂取すると、脈拍の上昇・不整脈・目の充血・気管支の拡張・喉の渇き・食欲増加などの身体的な変化と、多幸感・リラックスなどの精神的な変化が見られます。大麻による胎児への悪影響や、免疫の低下によ

り感染症や癌を発症しやすいという報告もあります。また、長期に大麻を使用すると、精神病を発症する危険性が高まるという研究報告も見られます。

大麻を長期に使用した後にやめる場合、不安・抑うつ・攻撃傾向・不眠・異常な夢を見る・体重減少・疲労感などの禁断症状が出現します。大麻は体外へ排出されるまで数週間かかるため、禁断症状もおおよそ10日間か、それ以上続くとも報告されています。

大麻の精神依存は、タバコより弱いと言われています。しかし、人間はストレスに弱い生き物ですので、一度知った快楽に手を出さずに我慢することは非常に難しいことです。大麻依存にならないためには、大麻に手を出さないことが最も重要です。

4. 踏み石論(ゲートウェイド ラック)について

嗜好目的に大麻を使用することは、他の薬物乱用につながる数石(ゲートウェイ)であるという報告があります。一方、大麻の使用は必ずしも他の薬物乱用へ導くことと関係ない、という報告もあります。結論として、この「踏み石論」は真実か否かはつきりしません。しかし、興味本位や遊びでの大麻の吸引は、日常生活に必要ありません。精神的・身体的な害が指摘され、

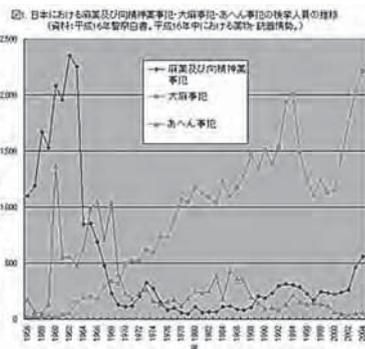
日常生活に必要なものに手を出す必要があるでしょうか？

5. 「大麻を吸おう」と誘われたら、あなたは どうしますか？

春は門出の季節です。今までと違う土地で新しい生活を始める若い方もいらっしゃるでしょう。慣れない生活でストレスや辛さを感じることもあります。そんな心の隙を、大麻など薬物という甘い誘いが襲ってくる可能性は十分あります。そんな時は甘い誘いから逃げ出して、親類、先生、今まで作った仲間を遠慮なく頼ることも大切です。大麻、その他の薬物に絶対に手を出さないでください！

参考資料：

- 1) Wikipedia - 大麻 (インターネット百科事典)
- 2) 横浜市衛生研究所ホームページ



おしらせ

お問い合わせ先

町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
保健福祉課(保健福祉センター内)	☎27-6511
診療所	☎27-1234

平成21年度

非常勤職員登録のお知らせ —町の臨時・パート職員募集—

聖籠町では、町で働くことを希望される臨時職員及びパートタイム職員の登録制度を行っています。

登録された方のうちから、役場業務で臨時職員・パート職員等が必要な都度雇用いたします。平成21年度(平成21年4月1日から)の募集を行いますのでこの機会に是非登録してみませんか!

☆登録職種

事務職、保育士、看護師、用務員、運転員、介助員、調理師、管理人等・・・

☆登録の方法

履歴書(写真貼付)に必要な

事項を記載してください。(市販可)

☆提出先

役場総務課・総務管理係に提出してください。

☆提出期限

平成21年2月27日(金)提出期限以降はその都度登録します。

☆雇用条件

給与・勤務条件等は「聖籠町非常勤職員取扱要綱」にあります。

☆登録の有効期限

登録の有効期限は1年です。

役場 総務課 総務管理係

☎27-2111

(内線226)

1月の行事

《保健福祉事業》

ところ 役場相談室

- ◆行政相談
13日(火)午前9時30分～
☒ 役場総務課(内線226)

ところ 結いハートせいろう

- ◆心配ごと相談
7日(水)、21日(水)
午後1時～4時
- ◆弁護士相談(要予約)
22日(木)
☒ 町社会福祉協議会
☎27-6767

ところ 保健福祉センター

- ◆乳幼児健康診査・各種学級
- マタニティーママのリフレッシュ教室
13日(火)午前9時30分～
- 2歳親子歯科健診
19日(月)午後1時15分～
- 育児学級
20日(火)午後1時30分～
- 3歳児健診
29日(木)午後1時15分～
- 乳児健診
30日(金)午後1時15分
- ◆各種予防接種
(受付は午後1時からです)
- 三種混合予防接種
7日(水)午後1時40分～

屋外広告物講習会を開催します

県内で屋外広告業を営む者は、県への登録をするとともに営業所ごとに「業務主任者」を置かなければなりません。本講習会修了者は「業務主任者」になることができますので、希望者は受講してください。

1 日時

・1日目

平成21年2月5日(木)
午前9時50分から午後5時まで(受付は午前9時から)

2 日目

平成21年2月6日(金)
午前9時30分から午後4時30分まで(受付は午前9時から)

2 場所

新潟県自治会館1階講堂 新潟市中央区新光町4番地1

ご来場の際は、公共交通機関を利用してください。

3 受講手数料 3,500

円(県収入証紙)
4 テキスト「屋外広告の知識(第3次改訂版、全3巻)」(ぎょうせい刊)
お持ちでない方は、当日会場で販売します。
6,600円(消費税込)

5 申込手続

申込書により県庁都市政策課までお申し込みください。

6 申込期限

平成21年1月23日(金)午後5時30分

7 問合せ先

県地域振興局地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部、新潟地域振興局津川地区振興事務所
県庁都市政策課
☎0255-28015426

町長の動向 (主なものを抜粋)

1月	・当初予算町長査定
4日	・消防出初式
5日	・年頭の挨拶(役場・社会福祉協議会)
8日	・交通安全合同出初式
9日	・聖籠町新春賀詞交歓会
15日	・当初予算町長査定
19日	・町村会役員会
20日	・当初予算町長査定
21日	・港湾関係者新春懇談会
23日	・区長会議
28日	・新潟県国民健康保険団体連合会正副理事長会議
28日	・全国町村会理事会・定期総会

11月の届出

げんきなよい子

出生

赤ちゃん	保護者	行政区
彩瞳ちゃん (高橋 直人)		山詠訪山
梨愛ちゃん (八幡 亮輔)		次第浜
絆乃ちゃん (近藤 智明)		四ツ屋
優斗ちゃん (熊倉 将樹)		蓮 潟
拓海ちゃん (宮下 政智)		次第浜
奏太ちゃん (藤井 友輝)		尾沢ヶ丘
陽翔ちゃん (堀 秀一)		次第浜
ゆららちゃん (渡邊 学)		網代浜
隆盛ちゃん (渡邊 隆信)		大夫興野
映瑠ちゃん (高松 勝朗)		亀 塚

幸せ多い人生を

婚姻

新郎・新婦	行政区
齋 藤 貴 昭 さん (宮 澤) 優 さん	網代浜
松 田 洋 光 さん (柳) ちひろ さん	次第浜
高 橋 重 一 さん (佐 藤) こず絵 さん	二本松

ごめいふくをお祈りします

死亡

氏名	年齢	行政区
青 山 ミサヲ さん (90歳)		丸 潟
齋 藤 正 雄 さん (80歳)		正 庵
小 林 リ サ さん (77歳)		二本松
天 野 恵 司 さん (68歳)		二本松
阿 部 フミノ さん (86歳)		山 倉
水戸部 鉄 郎 さん (79歳)		山大夫
五十嵐 和 雄 さん (70歳)		蓮 潟
小 島 マツノ さん (104歳)		蓮 野
佐 藤 松 次 さん (84歳)		杉谷内
山 田 富己男 さん (81歳)		外 畑
金 田 キミエ さん (70歳)		蓮 野
櫻 井 マサミ さん (94歳)		大夫興野

(注1) 町役場へ届出を提出された方で届出の際にご承諾の押印をいただいた方のみ掲載しております。
(注2) 略した文字で掲載してあります。
戸籍の氏名と異なることがあります。
ご了承ください。

「地域医療フォーラム」を開催 「医療連携」 ～安心につながる地域医療のために～

医療を受ける立場と医療を提供している立場から、日ごろ、地域の医療について感じていることを発表し、互いの立場を理解し、共に地域の医療を考える場とするため「地域医療フォーラム」を開催します。

☑平成21年1月31日(土) 午後1時30分から午後4時まで
☑新発田市中心町5-8-47
新発田市生涯学習センター講堂

第1部 講演

演題 地域における医療連携の現状について

講師 新潟県立新発田病院

診療部長 地域連携センター長 本間則行医師

第2部 パネルディスカッション

サブテーマ 「地域の医療に期待するもの」

～患者・家族・住民・医療関係者の立場から地域医療を考える～

☑新発田保健所企画調整課

☎22-5104

町胸部レントゲン検診を 受診された方へ

去る平成20年10月14日～21日に実施しました胸部レントゲン検診の結果が出ました。異常のあった方へはすでに連絡を差し上げました。連絡の無かった方は異常ありませんでしたので、お知らせいたします。

☑保健福祉課 保健衛生係 保健師

☎27-6511

入札結果

入札日 平成20年11月10日～平成20年11月27日

件名	場所	契約額(円)	業者名	納入完了日又は工事(委託)期間最終日	入札方式
1 艇庫建築工事	聖籠町大字 網代浜地内	入札不調	-	-	指名競争入札
2 消雪パイプ 保守点検業務委託	聖籠町内 一円	1,365,000	(株)カトウ工業	平成20年12月28日	指名競争入札
3 舗第2号 蓮潟二ツ山線 道路舗装工事	聖籠町大字 蓮潟地内	3,622,500	株NIPPO コーポレーション 新発田出張所	平成21年1月9日	指名競争入札
4 舗第3号 三賀新発田線 道路舗装工事	聖籠町大字 三賀地内	3,895,500	フジマ舗道(株)	平成21年1月10日	指名競争入札
5 改第5号 三賀新発田線 歩道設置工事	聖籠町大字 三賀地内	5,197,500	東港建設興業(株)	平成21年3月23日	指名競争入札
6 亀塚防風堤土留 改修工事	聖籠町大字 亀塚地内	2,835,000	(有)マルミ工業	平成21年1月30日	指名競争入札

「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)」 のお知らせ



Vol.5 75歳誕生月の高額療養費の取り扱いについて

1. 平成21年1月から75歳誕生月の医療費の自己負担限度額が変わります

1か月(同じ月内)に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、後日、新潟県後期高齢者広域連合から案内文書が送付され、申請することにより限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

これまで月の途中で75歳になり長寿医療制度に加入した場合は、その誕生月については加入前の医療保険と長寿医療制度の自己負担限度額がそれぞれ適用され、負担が2倍となる場合があります。

平成21年1月からは、75歳の誕生日の月に限り、加入前の医療保険と長寿医療制度の自己負担限度額を、それぞれ2分の1に設定します。

なお、この措置は平成20年4月までさかのぼって適用されます。



《例》 医療費の自己負担割合の区分が一般(1割負担)の場合
【現行】

	前月	75歳誕生月		翌月
医療保険	国民健康保険	国民健康保険(誕生日)長寿医療制度		長寿医療制度
自己負担限度額	44,400円	44,400円	44,400円	44,400円

75歳誕生月の自己負担限度額 88,800円

【改善後】

	前月	75歳誕生月		翌月
医療保険	国民健康保険	国民健康保険(誕生日)長寿医療制度		長寿医療制度
自己負担限度額	44,400円	22,200円	22,200円	44,400円

誕生月のみ、自己負担限度額をそれぞれ1/2に設定
75歳誕生月の自己負担限度額 44,400円

75歳誕生日に限り適用される自己負担限度額(長寿医療制度分)

所得区分		自己負担限度額(月額)			
		75歳誕生日の特例 ※3		外来+入院 (世帯合算)	
		外来 (個人)	外来+入院 (個人合算)		
3割負担の方 (現役並み所得者)		22,200円	40,050円+(医療費-133,500円)×1% *過去12か月以内に支給が4回以上あった場合は、22,200円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% *過去12か月以内に支給が4回以上あった場合は、44,400円	
1割負担の方	一般	6,000円	22,200円	44,400円	
	非課税世帯 住民税	区分Ⅱ ※1	4,000円	12,300円	24,600円
		区分Ⅰ ※2	4,000円	7,500円	15,000円

※1 区分Ⅱは、世帯の全員が住民税非課税である方。

※2 区分Ⅰは、世帯の全員が住民税非課税で、各種収入等から必要経費・控除を差し引いた各所得が0円となる世帯の方。

(ただし、公的年金にかかる所得については控除額を80万円として計算)

※3 太枠の特例部分については、75歳誕生日に該当する個人ごとに限度額を適用する。

同一世帯に他の長寿医療制度加入者がいる場合には通常の限度額で世帯合算を行う。

注意…誕生日前日までに支払った医療費が高額である場合は、それまで加入していた医療保険において高額療養費の支給を受けることになります。

ワンポイントQ&A

◎「高額療養費」と、確定申告の時期によく耳にする「医療費控除」の違い？

「高額療養費」・・・医療保険制度の給付

1か月(同じ月内)に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合には、申請をすることにより限度額を超えた分が支給されます。

限度額を超えると、広域連合から申請案内が届き、申請した預金口座に入金されます。

「医療費控除」・・・確定申告の所得控除

1年間(1～12月)の医療費の自己負担額が10万円(または所得の5%)を超える場合には、確定申告の際に医療費の領収書を添えて申告することで、10万円(または所得の5%)を超えた分を所得から控除することができます。

支払った医療費の一部が還付されるものではありません。

お問い合わせ 聖籠町役場 町民課 保険係 ☎ 27-2111(内線116)

平成21年4月から 長寿医療制度(後期高齢者医療)保険料・国民健康保険税・ 年金天引きを口座振替に変更することができます

長寿医療制度(後期高齢者医療)保険料または国民健康保険税について、年金からの天引きを中止し、口座振替でのお支払いに変更することができます。

希望される方は手続きください。

【手続き方法】

- ①金融機関で該当する保険料(税)の口座振替を申し込む
振替口座の通帳と届け出印が必要です。
- ②聖籠町役場 町民課にて年金天引きの中止申請を行う。
①の口座振替申込書の控と認印が必要です。

【手続き期限】

上記①と②の手続きを **平成21年1月30日(金)までに**手続きください。

上記の期限を過ぎて手続きいただいた場合は、6月分以降の年金天引きから中止となりますのでご了承ください。

【注意していただく点】

- ・振替口座は被保険者ご本人、世帯主、配偶者のいずれかの口座となります。
- ・口座振替することにより、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。
- ・これまでの年金天引き中止手続きは振替口座が限定されていたり、収入に制限があったりしましたが、こうした限定がなくなりました。

お問い合わせ 聖籠町役場 町民課 保険係 (内線 117)

定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や 「個人情報の詐取」にご注意ください。

最近話題の「定額給付金」については、住民の皆様へのご連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

このため、「定額給付金」に関して、

- ・市区町村や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市区町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ・現時点で、市区町村や総務省などが住民の皆様の世界帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

また最近、総務省職員等をよそおった以下のような不審電話の情報が寄せられています。

かかってきた電話を取ると、「政府給付金アンケート」等と名乗り、ダイヤル操作を促す音声ガイダンス(テープ)が流れるというものです。

総務省では「政府給付金アンケート」といったアンケート調査はおこなっておりませんので、ガイダンスに従わず、そのまま電話を切るようお願いいたします。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省(の職員)などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、町役場や最寄りの警察署(または警察相談電話(#9110))にご連絡ください。

- ☎ 役場総務課 消費生活相談担当 ☎ 27-2111 (内線223)
新潟県消費生活センター ☎ 025-285-4196 (相談専用)
新発田警察署 ☎ 23-0110

重度の障害者(児)の皆様に対する 各種手当について

県では重度又は中度の心身障害者(児)を介護している者に対して各種手当を支給しています。
障害の状態が支給基準に該当すると思われる方はお問合せください。

◎特別児童扶養手当

○受給できる人

20歳未満の重度又は中度の心身障害児を監護、養育する者

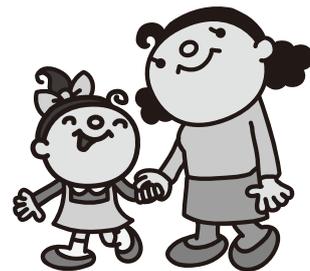
※所得制限あり、申請には診断書が必要

○重度又は中度の心身障害児とは

20歳未満であり、下記の表第1に定められている障害の状態にある児童

○手当月額

1級 50,750円 2級 33,800円



表第1

障 害 の 状 態	
1 級	2 級
1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両上肢のすべての指を欠くもの 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの 8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの。 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められるもの 11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの ※療育手帳「A」所持者も1級として該当	1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. そしゃくの機能を欠くもの 5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9. 一上肢のすべての指を欠くもの 10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11. 両下肢のすべての指を欠くもの 12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13. 一下肢を足関節以上で欠くもの 14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けられるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの ※療育手帳「B」所持者は診断書内容により一部該当

◎特別障害者手当

○受給できる人

20歳以上であって、精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者、在宅である者

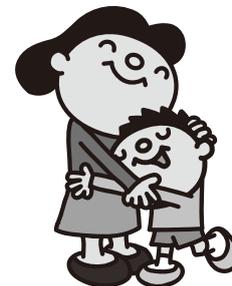
※所得制限あり、申請には診断書が必要

○常時特別の介護を必要とする者とは

20歳以上であり、下記の表第2に定められている障害の状態にある者

○手当月額

月額 26,440円



表第2

障 害 の 状 態		
1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力の和が0.04以下のもの ・両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ・両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの ・体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ・精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる程度のもの 	<p>①1-1から1-7のうち、いずれか2つの障害を有するとき</p> <p>②1-1から1-7のうち、いずれか1つの障害を有し、かつ2-1から2-11のうち、いずれか2つの障害を有するとき</p> <p>③1-3から1-5のうち、いずれか1つの障害を有し、かつその他の障害も有するため、その障害状態が②と同程度以上のとき</p>
2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10 2-11	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの ・両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ・平衡機能に著しい障害を有するもの ・そしゃくの機能を欠くもの ・音声又は言語機能を失ったもの ・両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ・一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの ・一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ・体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ・上記に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が上記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ・精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる程度のもの 	<p>④心臓機能障害などの内部機能障害、又は長期にわたり安静を必要とする病状が有る場合であって、その障害が特に重いため、常時一定以上の安静を必要とするとき</p> <p>⑤精神障害であって、その障害が特に重いため、常時一定以上の介護・監護を必要とするとき</p>

◎障害児福祉手当

○受給できる人

20歳未満であって、精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童で在宅である者

※所得制限あり、申請には診断書が必要

○常時介護を必要とする児童とは

20歳未満であり、下記の表第3に定められている障害の状態にある者

○手当月額 **月額 14,380円**

表第3

障 害 の 状 態
1. 両眼の視力の和が0.02以下のもの
2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両下肢の用を全く廃したもの
6. 両大腿の2分の1以上失ったもの
7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの。
8. 上記に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が上記と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
9. 精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる程度のも
10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が上記と同程度以上と認められる程度のも

お問い合わせ 保健福祉課 福祉係(保健福祉センター内) ☎27-6511 (内線13)

オウム真理教犯罪被害者等給付金のご案内

オウム真理教犯罪被害者等 給付金について

この給付金は、オウム真理教による下記の事件により、亡くなられた方のご遺族、障害が残った方及び傷病を負った方に支給されます。又、障害が残った方及び傷病を負った方が既に亡くなられている場合、そのご遺族に支給されます。

【対象事件】

- 地下鉄サリン事件(平成7年3月20日発生)
 - 松本サリン事件(平成6年6月27日～28日発生)
- その他オウム真理教による事件

給付金の額について

被害者の類型に応じて、次の額が支給されます。

- 死亡 2,000万円
- 障害
 - ・ 介護を要する障害 3,000万円
 - ・ 重度の障害 2,000万円
 - ・ その他の障害 500万円
- 傷病
 - ・ 重症病(通院加療1月以上の傷病) 100万円
 - ・ 重症病以外の傷病(通院加療1日以上1月未満の傷病) 10万円

給付金支給裁定の申請について

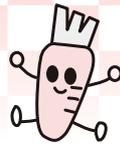
新潟県内にお住まいで給付金の支給を受けようとする方は、新潟県公安委員会に申請を行ってください。

受付は、平成20年12月18日(木)から2年間に限り、することができます。ただし、やむを得ない理由により、この期間内に申請することができなかつたときは、その理由が止んだ日から6ヶ月以内に限りすることができます。

お問い合わせ 新潟県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 ☎025-285-0110

参加者募集

こどもの
大好きな
ごはん



聖籠町食生活改善推進協議会

おいしく、楽しく、バランス料理教室

「私たちの体は食べ物からできている」だからこそ、毎日の「食」を大切にしたいものです。

町では「何でも食べる子元気な子」を目指して食育活動をしています。

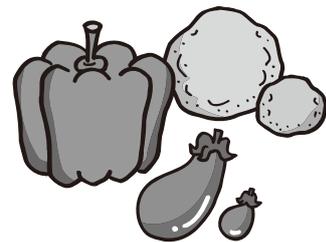
お子さんをお持ちの保護者を対象に料理教室を開催します。

ごはんに合う、おいしく、バランスのよい献立を町の食生活改善推進協議会のみなさんと一緒に作りませんか？たくさんの参加をお待ちしています。

1/19
(月)

申し込み 平成21年1月15日(木)まで

- | | | | |
|-----|----------------------|--|--|
| 会場 | 聖籠町保健福祉センター | | |
| 時間 | 10時～12時半頃 | | |
| 講師 | 聖籠町食生活改善推進委員 | | |
| 献立 | 当日のお楽しみ | | |
| 参加費 | 300円 | | |
| 持ち物 | エプロン、三角巾、手ふきタオル、お米半合 | | |



申込み・問い合わせ
 聖籠町保健福祉センター内
 管理栄養士 藤田まで
 ☎ 27-6511

聖籠こども園 子育て支援事業

すくすくサロン「さくらんぼ」に みんなおいでよ！ 仲間になろうよ！

聖籠こども園では、在宅で子育てをしている全ての親子を対象に親子遊びやお家の方の仲間づくり、出会いの場として開放しています。

現在では、お母さん及び子守りを引き受けて遊び場を探しているおばあちゃん方など、たくさんの方が利用しています。是非、みなさんもお子さんと一緒に遊びに来ませんか。

★子どもたちが楽しめる遊びの紹介★

親子ふれあいタイム

手遊びや歌、体を動かす遊びなどを通して親子遊びを楽しむひと時を設けています。また、親子で簡単な製作をして遊ぶことも計画しています。

★お父さんの声★ ★おばあちゃんの声★

「すくすく」で覚えた手遊びをしてあげたらとっても喜んでくれました。

家での遊びは限られるので「すくすく」で遊び、発散できるので嬉しいです。

子育ての悩み、一人で抱えないで！

栄養相談・健康相談・育児相談ができます

- ・月1回、離乳食の試食会を実施しています。
 - ・第1・2火曜日は発育測定を行なっています。
- ※栄養師と食事の献立相談などもできます。また、看護師と健康管理について話し合うこともできます。



毎月の予定表（たより）は園にあります

みんなもおいでよ！

1月はこんなことがあるよ

- 13日（火）・・・測定日（0～1歳6カ月児）
- 15日（木）・・・正月遊びを楽しもう！
（1歳6カ月児以上）
- 20日（火）・・・測定日（1歳6カ月児以上）
赤い風船によるお話タイム
- 22日（木）・・・栄養師の講話
- 29日（木）・・・正月遊びを楽しもう！
（0～1歳6カ月児）

開放日 月曜日～土曜日 毎日開放
午前9：00～11：30
午後3：00～5：00
お休み 祝祭日・年末年始（無料です）



〈問い合わせ〉

聖籠こども園 27-3322
すくすくサロン「さくらんぼ」
担当：石崎・細貝

道路除雪にご協力ください

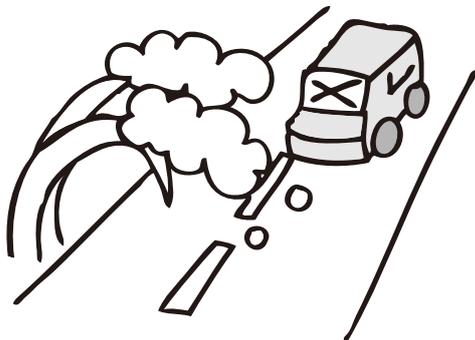
❓ 役場ふるさと整備課
☎ 27-2111 (内線231)

❓ 新発田地域振興局地域整備部
☎ 22-5141

●除雪の要望・苦情は区長さんを通じてお願いします。

冬期間の道路除雪は、交通安全や災害の未然防止等を考えて行っています。個々の要望にはすぐに対応できないため道路除雪への要望等がありましたら、各集落区長さんを通じてお願いします。

- 道路脇の樹木(特に竹)は雪の重みで道路に垂れ下がり、除雪作業の妨げになります。このような樹木の枝切等をお願いします。



- 道路に雪を出さないでください。人や車の交通の妨げとなり、スリップ事故のもとになります。



- 道路の除雪作業中は危険ですから、除雪車に近づかないでください。



- 自動車又はその他除雪作業に障害となる物を道路上に放置しないでください。除雪作業が出来なくなります。



●屋根の雪を道路におろす場合は、責任をもって処理してください。
屋根から道路に自然落下した場合も同様をお願いします。

●消雪パイプは消エネのため14:00～15:00、16:00～17:00の間は稼働を停止しています
(故障ではありませんので、ご理解をお願いします。)

●道路と人家、車庫の出入り口に設置してある乗り入れ板等は、除雪時重大事故につながりますので必ず撤去してください。



●車庫・出入口の除雪は各戸で処理してください。

早朝からの除雪作業は、なるべく短時間に行うため雪を道路の端に押しつける方法で行っています。そのため道路に面した車庫や門の前などに除雪された雪がたまりやすくなります。この雪の処理にご理解とご協力をお願いします。



●消防施設の除雪にご協力ください。

消防施設等の除雪は、広域消防署や地域の消防団が行いますが、大雪等により消防施設の消火栓や防火井戸等の除雪が難しいことがあります。災害を未然に防ぐために、隣接の皆さんのご協力をお願いします。

安全で円滑な道路除雪のために、
ご協力をお願いします。

水道も冬支度をお願いします

寒さが増し、水道管が凍結する恐れのある時期となってきました。水道管を保温するなど、凍結にご注意ください。また、雪が水道メーター付近に積ると、検針に障害が出ますので、メーター周りの除雪にご協力ください。

水道管の凍結にご注意ください

○水道管は寒さに弱く、管の中の水が凍結して水道管が破裂する場合があります。

- ・むき出しになった水道管
- ・日のあたりにくい場所にある水道管
- ・風当たりの強い場所にある水道管

などは凍結の可能性が高いのでご注意ください。また、水道管そのものが露出していなくても、蛇口から冷気が伝わって凍結することも考えられます。

○水道管の凍結は次のような場合に多く発生します。

- ・気温マイナス4度以下になったとき ・真冬が続くとき
- ・長時間水道を使用しないとき ・風が強いとき

こうした状況が考えられる場合は、特に対策をお願いします。



○水道管の凍結への対策としては、

- ・水道メーターそばにある元栓を締めてから蛇口を開け、水道管内部の水を抜く。
- ・タオルや古い布切れ、保温材などを水道管や蛇口に巻きつけて、テープやビニール袋でぬれないように保護する。
- ・蛇口から少しずつ水を出し続ける。

といった方法があります。

○もし、水道管が凍結してしまった場合は、水道管や蛇口にタオルを当てて、ぬるま湯をゆっくりとかけてください。このとき、急に熱湯をかけてしまうと、水道管が破裂してしまう危険があるのでご注意ください。また、凍結部分が屋内である場合は、ストーブなどで凍結部分のある部屋を暖めるといった方法もあります。

○水道管が凍結し破裂してしまった場合は、水道メーターそばにある元栓を締めて水が出ないようにしてから、聖籠町指定給水装置工事事業者へ修理の申込みをしてください。

聖籠町指定給水装置工事事業者については、町のホームページまたは役場上下水道課までお問い合わせください。

水道メーターボックス周辺の除雪にご協力ください。

○雪が降る季節となり、今年も積雪が考えられます。

検針業務は直接、水道メーターを確認する必要があるため、水道メーターが雪に埋まっていると検針業務が非常に困難となります。正確な水道料金算出のためにも、水道メーターボックス周辺の除雪をお願いいたします。

○メーターの検針ができなかった場合は、過去の使用実績を基に推定した水量で水道料金をご請求いたします。雪解け後の検針により過不足を精算させていただく場合がございますので、ご了承ください。

お問い合わせ 上下水道課 水道係 27-2111 (内線344)

平成20年分所得税の 確定申告をされる方へ

医療費・障害者控除のための証明書等を発行します。
申請は保健福祉課へ

○成人おむつに係る費用の医療費控除用証明書（介護保険主治医意見書写し）の発行について

介護保険要介護・要支援認定を受け、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方で次の要件に該当する場合、介護保険主治医意見書写しを発行します。（平成20年中に使用したおむつ代が対象となります。）

■介護保険主治医意見書に次の記載のある方

1. 日常生活自立度が一定基準以上(B1/B2/C1/C2)であること
2. 発生の可能性の高い状態で「尿失禁」の可能性が「あり」であること

※おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方で上記の記載のない場合がありますので、必ず事前に保健福祉課へお問合せください。

・平成20年中にお亡くなりになった方の証明書も発行できます。

お問い合わせ先

- 証明書等の申請・発行に関するお問い合わせ
保健福祉課 福祉係 ☎ 27-6511（内線68）
- 税控除等に関するお問い合わせ
税務財政課 税務係 ☎ 27-2111（内線145）

○高齢者の所得税、地方税上の障害者控除対象者認定書の発行について

年齢65歳以上で心身に障害があり、身体障害者に準ずる方に「障害者控除対象者認定書」を次の要領で発行します。（身体障害者手帳もしくは療育手帳をお持ちの方は認定書の必要はありません。）

■介護保険要介護・要支援認定を受けている方
・介護保険の認定区分に基づき認定



ビジネス・ キャリア 検定試験の お知らせ

ビジネス・キャリア検定とは、企業では社員の実務能力の客観的な評価や人材開発等に、またビジネス・パーソンや求職者にとっては、昇進・昇格や就職に向けた公的資格の一つとして活用されるものです。この検定試験を次のとおり実施いたします。

1. 試験の申込受付期間
平成20年12月15日(月)から
平成21年1月19日(月)まで
2. 試験日 平成21年3月1日(日)
3. 受験資格 受験制限はありません。年齢・学歴・実務経験によらず受験できます。
4. 試験地 新潟県上越市他46都道府県で実施
5. 受験料 1級 7,850円、2級 5,250円、3級 4,200円（各消費税込）

○試験内容及び受験申込等詳細については、

新潟県職業能力開発協会

☎ 025 - 283 - 2155

中央職業能力開発協会能力評価部
試験業務課試験計画係

☎ 03 - 5800 - 3487

fax 03 - 5800 - 3923

<http://www.bc.javada.or.jp/>

○20年度前期試験問題公開予定
(年内)

<http://www.bc.javada.or.jp/>

小・中学校の 入学通知書をお届けします

町教育委員会では、今年の4月から町内の小学校、中学校へ入学する児童・生徒の保護者の皆さんに、入学期日および学校名等を1月末日までに郵送で通知します。

通知書が届かない、または通知書内容に異動や誤りがある場合は至急教育委員会（学校教育課）へご連絡ください。

○小学校新入学児童

平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人。

○中学校新入学生徒

平成8年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人。

☎教育委員会

☎ 27-2111（内線303）

※1月末までに届かない場合はご連絡ください

広報せいろう

1月お知らせ号は
お休みします



税務財政課からのお知らせ

住民税の住宅ローン控除を受ける方は申告を忘れずに

申告期限は3月16日までです

国から地方への税源移譲に伴い、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できる制度が平成20年度の住民税から適用されています。

平成18年末までに入居した方で、平成20年分の所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合は、平成21年度住民税から控除できますので、「市町村住民税・道府県住民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を役場税務財政課へ提出してください。（用紙は税務財政課窓口にあります。）

申告書の提出に際し、給与収入のみで所得税の確定申告をされない方は、源泉徴収票（原本）を必ず添付してください。また、確定申告をされる方は、確定申告書といっしょに税務署へ提出してもかまいません。

なお、詳しくは税務財政課税務係住民税担当へお問い合わせ

ください。

住宅ローン控除Q&A

Q 「住民税の住宅ローン控除の金額はどう決まるの？」

A 「住民税の住宅ローン控除可能額」は「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q 「どういう場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？」

A 「給与所得者の方については、平成20年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q 「平成20年に入居した場合は？」

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、新発田税務署に

お問い合わせください。（従来の方式」と「控除率を引き下げた控除期間を延長する方式（10年から15年に延長）」の選択制をとる特例が創設されました。）

農業所得の収支計算はお済みでしょうか 申告前の事前相談受付けています

平成20年分所得の申告時期が近づいてきましたが、農業所得の収支計算はお済みでしょうか。

税務財政課では、確定申告・住民税申告期間に先立ち、収支計算に不慣れな方を対象に、「収支内訳書」作成のための事前相談を受け付けています。

希望される方は、農業収入・経費の分かるもの（JAの農業所得申告支援システムを利用される方は、それらの成果品も含む）をご用意いただき、確定申告期間前なるべく早い時期に税務財政課窓口までお問い合わせください。

また、窓口の混雑緩和等のため、事前に電話連絡をいただいているから、おいでいただきますようお願いいたします。

税務財政課

税務係住民税担当

☎ 27-2111

（内線145）

「はたちの献血」キャンペーン実施中

新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く各層への献血思想の普及と献血者が減少しがちな冬季における献血者の確保を図ることを目的に、1月1日から2月29日まで全国一斉に「はたちの献血」キャンペーンが実施されています。

血液製剤の多くは高齢者の医療に使われています。また、献血者は20歳代を中心に50歳未満の若い世代が大半を占めています。今後、少子高齢化により血液の需要が増加する一方で、献血可能人口が減少し、必要とされる血液が不足することが予想されています。

血液は人工的に作ることはできません。皆様の善意で献血にご協力をお願いします。

県内では、献血バスが各市町村を巡回しているほか、3か所の献血ルームで毎日受付けを行っていますので、是非お立ち寄りください。

血しょう成分のみを採血する成分献血の場合、全血献血（200ml・400ml献血）に比べて、赤血球を体にお返しするため、体への負担が軽くて済むとともに、より多くの血しょう成分（400ml献血に比べて約1.9倍）を献血することができます。

■ 期 間

1月1日～2月28日

■ 実施機関 新潟県、市町村、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県赤十字血液センター

☎ 新潟県福祉保健部医薬国保課 薬務係

☎ 025-285-5511（内線2555）



入札参加資格 申請を受付

平成21・22年度に町が発注する建設工事、建設コンサルタント、物品等の入札参加を希望される方の参加資格申請を次により受け付けます。

■有効期間

平成21・22年度

■受付期間

平成21年2月1日～随時受付
午前8時30分～正午
午後1時～5時30分
(土・日・祝日を除く)

■提出書類

各参加資格申請書は新潟県様式の書類に準じて提出してください。

■提出部数

1部

■提出方法

●A4サイズ、ひも綴じまたはホチキス止め。
●持参、郵送可(受付確認が必要な場合は、返信用ハガキを同封してください。)

■提出場所

役場 総務課 総務管理係

※その他詳細については役場総務課までお問い合わせください。

？役場総務課 総務管理係

☎27-2111 (内線225)

小規模工事等契約希望者 登録制度の申請を受付

■登録申請の方法

平成21・22年度の登録を希望される方は、登録申請書に次の書類を添付して総務課まで提出してください。

(申請書は、役場総務課にて配布しています。また、町ホームページからダウンロードできます。)

①町税の納税証明書(法人：法人町民税、固定資産税、軽自動車税。個人：町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税。写し可。)

②希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

※平成19・20年度に登録された方で、継続して平成21・22年度に登録を希望される方は改めて申請が必要となります。

■受付期間

随時受け付けます。

・午前8時30分～正午
・午後1時～午後5時30分
(土・日・祝日を除く)

■提出場所

役場 総務課 総務管理係

■有効期間

受付日から平成23年3月31日まで

？役場総務課 総務管理係

☎27-2111 (内線225)



「新潟県労働セミナー」

開催のお知らせ

新潟県では、昨今の労働相談の状況を踏まえ、職場におけるいじめ、嫌がらせをテーマにセミナーを開催します。複雑化する人間関係の中で、こうした問題はなぜ生まれるのか。いじめ・嫌がらせから身を守るにはどうすればよいのか。専門家がわかりやすく解説します。

○日時 平成21年2月13日(金)

午後1時30分～午後3時30分

○会場 新潟県自治会館別館9階

「コンベンションホールゆきつばき」

(新潟市新光町4-1)

○講演

「快適な職場づくりに向けて」

～職場のいじめ・嫌がらせは、なぜ起きるのか?～

講師 職場のハラスメント研究所 所長

金子 雅臣 氏

？県労政雇用課

☎025-280-5259

介護付
有料老人ホーム

ウェルネスパーク

加治川の里

平成21年4月オープン(予定)



- 木造平屋建50室(全室個室)
- 入居募集開始 平成20年11月

松の緑と桜堤の清流加治川、日本海の雄大な夕日、自然環境に恵まれた「ニュータウンウェルネスパーク聖籠」の地において、一時金なし、低額利用料で、株式会社加治川の里が平成21年4月(予定) 介護付有料老人ホーム「ウェルネスパーク加治川の里」をオープンいたします。



入居のご相談・お問い合わせ

(株)加治川の里 本社内 「ウェルネスパーク加治川の里開設準備室」
〒959-2426 新発田市向中条2843番地1

TEL 0254-21-3460

FAX 0254-21-3465

町の動向

総務課

○11月18日（火）
第2回聖籠町入札監視委員会

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、町の入札及び契約手続の透明性並びに公正な競争を確保するため、聖籠町入札監視委員会を設置しました。

- ・入札監視委員会では次のことを行います。
- ・町が発注した工事の契約の実施状況について報告を受け、そのうちから抽出した工事の入札及び契約過程並びに契約の内容等について審議を行うこと。
- ・町が発注した工事の入札、契約手続についての再苦情について審議を行うこと。
- ・その他、委員会が必要と認める事項について審議を行うこと。

今回の委員会では、平成20年4月から9月の間に発注し

た工事についての審議が行われました。

審議概要については、町ホームページに掲載しています。

入札監視委員会委員（敬称略）

氏名	住所	職業
地濃茂雄	新潟市	新潟工科大学教授
池田直樹	網代浜	無職
吉井美穂	丸潟	無職
児玉康夫	山倉	司法書士
小柳正道	蓮野	会社役員

○11月25日（火）

新潟港利用活性化・産業発信フォーラム in 東京

新潟港の活性化を新潟圏域の発展につなげることを目的として日本海ゲートウェイ「新潟港」の利用促進と圏域の産業の魅力を発信するため、新潟市・長岡市・三条市・

聖籠町の4市町の連携共同により、東京都霞が関ビルにおいてこのフォーラムが開催されました。

当日はメディアで活躍されている（財）日本総合研究所会長寺島実郎さんの基調講演のあと、4市町長と寺島さんによるパネルディスカッションにおいては「地域経済と新潟港の活性化」について、各市町の産業基盤のほか、新潟港の現状・魅力・優位性等について熱く語られ、首都圏を中心とした企業等からの参加者約200名が興味深く耳を傾けていました。



市町長によるパネルディスカッション
(左から 新潟市長、聖籠町長、三条市長、長岡市長、寺島さん)

します

冬期間、町内のいくつかの公園内トイレ施設を水道管の凍結防止対策として閉鎖いたします。利用者の方にはご不便をおかけいたします。3月になりましたら再び利用できるよう対応させていただきますのでよろしく願います。

降雪に向けて除雪車の整備をしました

本格的な降雪期を迎え、町が管理している除雪車の除雪装置の点検整備を行いました。町が所有している車道除雪車は6台、また、歩道除雪車は4台あります。オペレーターは総勢10名で、町との契



約で12月初旬から翌年3月中旬まで除雪作業に従事してもらっています。除雪作業は町民の出動前に車道や歩道の通行確保のため、早朝4時から作業となり、午前7時頃までには除雪作業が終えるよう体制をとっています。

学校教育課

教育委員会定例会

○11月25日（火）
第11回聖籠町教育委員会定例会開催

・聖籠町社会体育施設条例施行規則の一部改正について審議されました。

学校訪問

○11月5日（水）
第7回学校訪問実施
(亀代こども園)

農業委員会

○11月25日（火）

聖籠町農業委員会第20期第22回総会

・農地法第3条の規定による譲受人の資格審査以上のほか2項目について審議されました。

ふるさと整備課

町内の公園トイレを一部閉鎖



アルビレックス 新潟情報!!

最終戦で劇的な勝利! 自力で決めたJ1残留!

今シーズンのJ1リーグ戦は12月6日(土)に行われた、第34節ガンバ大阪戦をもって全日程を終了し、成績は13位(11勝9分13敗、勝ち点42)となりました。最終節まで残留が確定しない大変厳しい戦いを強いられました。日頃からお世話になっている皆さまのおかげで何とかJ1に残留することが出来ました。今シーズンの集大成となった、

最終戦の様相を紹介させていただきますと、序盤に本間選手、松下選手が立て続けに得点を決めて2-0とリードを奪います。しかし、ここからアジアチャンピオンであるガンバ大阪が激しい反撃を見せ、あつという間に2-2の同点にされてしまいます。劣勢に追いやられました。選手達は1年間どんな状況でも支えてくれたホームのサポーターの前で最後まで必死に全力でプレーします。そして、何と後半のロスタイムにその姿勢が実ります。大声援の中、松下選手の右足から放たれたフリーキックは鋭いカーブを描いてゴール前へ入ります。一度混戦になりますが、クリアを拾った内田選手がワント

ラップして蹴り込み、終了間際の劇的なゴールで勝利を飾ると同時に、自力でJ1残留を確定させました。本当に苦しいシーズンで、皆さまにもご心配をお掛けしましたが、何とか残留することが出来ました。来年はもっと楽しんでいただけるように、1日1日を大切に頑張っていきたいと思えます。最後に、ホームタウンである聖籠町をはじめ本場に多くの方から温かいサポートをいただき、誠にありがとうございました。

鈴木淳監督が来季も指揮!

J1残留を確定させて、早くも来季に向けた準備に取り掛かっています。まず、今季は怪我人が続出したり、戦力が入れ替わったりする中で、厳しい状況乗り越えてチームを残留へと導いた鈴木淳監督の続投を12月15日に発表しました。来シーズンで指揮を執って4年目となる鈴木監督は、「今年は不本意な順位に終わったので、少しでもいい順位に付けられるように頑張りたい。新潟らしいサッカーで、最終戦で見せたように気持ちの入ったゲームが出来ればと思います」と話して

MF 背番号16 寺川 能人 選手



DF 背番号19 海本 慶治 選手



人とも新潟のために素晴らしい功績を残してきました。寺川選手は通算在籍が8年にもなり、J2時代の苦しい状況も知る選手として、ゲームキャプテンを任せられることも多く、若手選手のよき手本となる選手でした。海本選手は2005年に名古屋グランパスから加入し、キャプテンとしてディフェンスラインを統率し豊富な経験で若い選手達を引っ張りました。昨年と今季は怪我により、貴重なバックアップとして控えていることが多かったのですが、それでも練習から全力で取り組み、試合で結果を残すプレーはプロ選手としての鏡でした。最終戦後には、選手全員でサポーターが陣取るスタンドの前で胴上げを行って送り出したのが印象的でした。2人の新天地での活躍に期待したいと思います。

残念ながら今シーズンをもって寺川能人選手と海本慶治選手の両ベテランがチームを離れることになりました。来シーズンの構想から外れたためですが、2

います。標榜する、攻守にアグレッシブなサッカーは毎年確実に進化しています。より高い目標を持って来シーズンに臨みたいと思います。



高齢者のみなさん これからも無事故で！

高齢者交通安全研修会開催

町と交通安全協会聖籠支部交通安全母の会では、高齢者の交通事故防止を図るため毎年、高齢者交通安全研修会を開催しています。今年も聖海荘で11月12、18、19日の3日間開催され、366名の高齢者が参加しました。



研修では、高齢者事故の実態と特徴、明るい服装や反射材の効果、交通ルールの大切さを講話や寸劇などで楽しく学びました。

また、母の会のみなさんが参加者の靴に反射材シールを貼ったり、反射材を使ったグッズも紹介し、夕暮れ時の交通事故防止を呼びかけました。



交通安全に関することは
役場生活環境課
☎ 27-1962 (直通)

交通災害共済 加入者のみなさん 見舞金の請求を忘れてませんか？

交通災害による共済見舞金は、実治療日数7日以上で請求できます。

不幸にして交通災害に遭われた場合、交通災害共済加入者（会費年間一人500円）は実治療日数7日以上の場合から見舞金が支給されます。請求、相談は役場生活環境課で受付けています。

請求期間は交通災害を受けた日から起算して1年以内です。

※1年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。

◆対象となる交通災害

対象となる交通機関	対象となる交通事故の範囲
自動車、オートバイ、自転車など	道路上で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故。
汽車、電車、モノレールなど	鉄道路線で交通に起因した事故。（人の死傷が伴うもの）
身体障害者用車いす	道路で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故。

交通事故に遭ったら警察署に事故の届出をしましょう。

（交通事故証明書がない場合の見舞金額は70,000円が限度です）

※実治療日数とは、入院日数と実際に通院治療を受けた日数のことです。

◆平成20年度の加入・支払状況（11月30日現在）

加入者数	9,022人（加入率63.46%）
見舞金支払件数	15件
見舞金支払金額	780,000円（平均一人約53,000円）

注意！ 交差点での事故（出合い頭衝突）が多く発生しています。（7件）



町の交通事故発生状況

区分	11月			1月～11月（累計）		
	発生件数	死者数	傷者	発生件数	死者数	傷者
平成20年	9	0	12	86	1	113
平成19年	5	0	5	91	0	122
増減	+4	0	+7	-5	+1	-9



自転車での事故や
自損事故も対象に
なりますよ

平成20年高齢者叙勲 受章おめでとうございます

旭日単光章受章

平成20年高齢者叙勲において、別條の飯田宏衛さんが町（村）議員活動における多年のご功績により旭日単光章を受章されました。

飯田 宏衛さん 88歳（別條）



飯田さんは、昭和50年9月聖籠村（当時）議会議員に当選され、昭和62年8月まで3期12年の長きにわたり在職し、うち昭和60年9月から昭和62年8月までの2年間は産業経済常任委員会副委員長として議会の円滑な運営にご尽力されました。

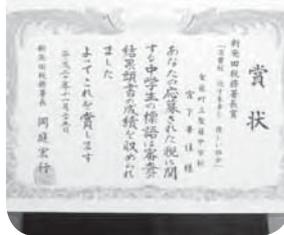
税への関心と納税の理解を

税に関する標語に2人が入選



中学生を対象として、国税局では毎年「税に関する標語」を募集しており、平成20年度は聖籠中学校の生徒から163編の応募がありました。
審査の結果、宮下華佳さんと小林桃子さんが入賞されました。おめでとうございます。
なお、入賞作品は、中学生の税への関心と納税者の納税への理解を深めていただくため、聖籠中学校と聖籠町役場税務財政課に掲示しております。

新発田税務署長賞



宮下 華佳さん (1年生)

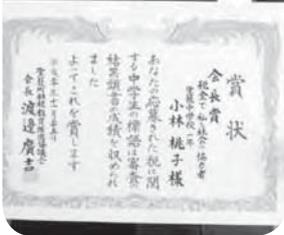
標語

消費税

託す未来と

優しい社会

聖籠町租税教育推進協議会長賞



小林 桃子さん (1年生)

標語

税金で

私も社会の

協力者

輝く光のペーシェント!

～人を、心を、まちを輝かそう～ I LOVE せいらう

11月30日(日)、聖籠町の冬の風物詩としてお馴染みとなったクリスマスイルミネーションの点灯式が、聖籠町商工会青年部・JA北越後青壮年部聖籠支部からなる聖籠町クリスマスツリー事業実行委員会の主催により、町民会館にて行われました。

この日のために約8mのクリスマスツリー、街路樹のイルミネーション及び町内各子ども園児による壁画を委員一丸となって準備しました。当日はあいにくの強風により、点灯式は会館小ホールでの開催となりました。一味違う雰囲気の中、カウントダウンにより点灯され、窓越しにイルミネーションと



巨大ツリーの周りには町内保育園児による壁画



「イルミネーションも見たいけど・・・」
まずは豚汁で暖まらしましょう

ツリーが輝くと一斉に歓声があがりました。

アトラクションとして聖籠中学校吹奏楽部による演奏が披露され、また甘酒や豚汁がふるまわれ、訪れた皆さんはイルミネーションの美しさと味覚を楽しんでいました。

イルミネーションは1月3日(土)までの間、午後5時から10時まで点灯しています。

ぜひ、一度ご覧ください。

聖籠町建設業協会

町民の安全見守りします

子どもや女性を狙った卑劣な犯罪が多発しているこの頃ですが、聖籠町建設業協会では、安心して暮らせる社会づくりの一役買おうと、「防犯パトロール中」と書かれたマグネットシートを協会14社が使用する車輛に貼ることとなりました。

協会各社は「工事をする時にご協力をお願いしている町民の皆さんに対し、協会として貢献できることはないかと考え、マグネットシートを



▶「困った時は気軽に声を掛けてください」

貼ることにしました。子どもたちに親んでもらえるよう緑丸のイラストも取り入れました」と話されていました。危険だと感じた時や具合が悪い時、またはそのような場面を見かけた時などは「防犯パトロール中」の黄色いシートが貼ってある車を探してみてください。



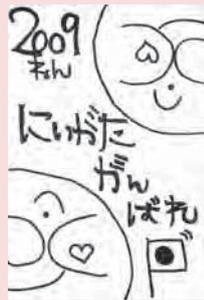
▲このシートが貼ってある車に注目

☎ 聖籠町商工会

27 | 2078



じゅりえっとさん 12歳



よこちよ♡さん 12歳



すこんぶさん 12歳



休暇中さん 14歳



投稿するときは濃い鉛筆(2B以上)かペンで書いてください。

(薄いものは掲載できません) 名前は必ず書いてください。(ペンネーム希望の場合は名前の横にペンネーム『○○』と書いてください。)

1か月に一人1枚だけ受け付けます。

※うちのみなさまへ 特に小さいお子様の作品で、鉛筆書きのため掲載できないものが毎月2~3点送られます。

投函される前にご確認ください。



治田 依夢さん 6歳



まめうしさん 17歳



八田あおいさん 11歳



りらくま☆さん 16歳



栄養教諭 五十嵐正子

食育コーナー

食は味楽来

～楽しく食べて健康な体と心を作りましょう。～ No.6

聖籠町の鮭“ようまんま”

みなさんは“ようまんま”を知っていますか？ 聖籠町の食文化を訪ねると、登場するのが“ようまんま”です。サケ漁が始まると昔から作られる鮭ごはんのことをようまんまといいます。

給食でも聖籠町の伝統料理を子ども達に食べさせたいと思い、漁業組合の皆様から給食用として美味しそうな立派な鮭40kgを分けてもらいました。今年は、八年に一回の不漁の年とまで貴重な鮭です。1月の給食週間には、聖籠町で採れた鮭を使い、ようまんまを炊き上げます。楽しみにしててください！

漁業組合のみなさん、ありがとうございました！



お節(おせち)料理とは？

もともと季節の変わり目の節句(節供)に、神様にお供えした食べ物が「お節料理」でした。やがて、正月がもっとも重要な節句であることから、正月料理のことを『お節料理』と呼ぶようになりました。

おせち料理は年神様に供える料理であり、家族の幸せを願う縁起物の料理でもあります。

また、正月3日が日は、主婦の家事の軽減も考え、保存が利くご馳走であり、重箱につめておくのが一般的でした。

豆…まめで元気で健康祈願。
田作り…五穀豊穡を願う。
数の子…子孫繁栄。
海老…腰が曲がるまで長寿祈願。
きんとん…「金団」と書き、財産、富を得る縁起物。など
このような日本の伝統文化は、忘れることなく守っていききたいものです。



町の宝で～す

11月の乳児健診から



細貝 泉稀ちゃん



津村 陸斗ちゃん



渡辺 風花ちゃん



澤田 遥馬ちゃん



星野 翔汰ちゃん



鈴木 佑菜ちゃん

元気に育ててね！

この写真は保健福祉センターで行われている乳児健診会場で4か月健診対象乳児を撮影しています。



えんどうれんかさん 6歳



ひげつつちさん 13歳



ますだしゅうさん 4歳



キティーちゃん 11歳



くりんとんさん 11歳



カルビーさん 13歳



めろんちゃんさん 17歳



高橋 周二さん 16歳



いそのさん 13歳



高橋千夢さん 6歳

渡り鳥へのエサやり要注意!



白鳥やカモなどの渡り鳥やその排泄物に触れると、鳥インフルエンザに感染する恐れがあります。町では皆さんへの感染を未然に防ぐため、注意を促す看板を弁天瀉風致公園内に設置しました。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

ふるさと整備課
☎27-2111
(内線233)

・いざというときに

一人でも多くの命を救うために

消防団員救急救命講習会

12月7日、消防団主催による団員を対象とした救急救命講習会が開催されました。講習会は、人工呼吸や心臓マッサージの心肺蘇生法と、蘇生率の向上に非常に有効な手段となる電気ショックを利用した除細動器(AED)の操作方法等を習得するものです。

当日は、町診療所の丸山先生と消防署員の方々を講師に、消防団員47名が心肺蘇生法、除細動器、小児の救命方法などの講義を受け、真剣に実習に取り組んでいました。



参加した団員からは、「身近な人を助けたい」、「いざという時に使えるかが心配。しっかり覚えたい」などの感想が聞かれました。

消防団では、330名を数える消防団員が地域での火災・水難・交通事故などに遭遇し、まさに救命措置が必要ときに迅速、適切に対処できるよう、今後も救急救命講習会を実施し、救命救急の知識、技能のより一層の向上に努めます。

展覧会入賞作品

子どもたちの美の祭典「第39回新潟県ジュニア美術展覧会」(主催:新潟日報社、県教育委員会など)に入賞した町の子供たち19名の作品をご紹介します。

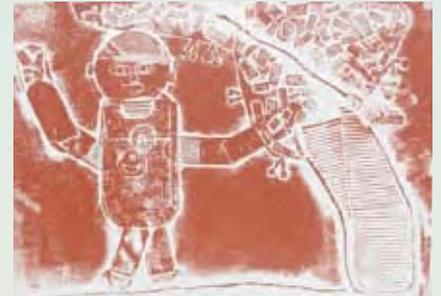
ダイナミックに描写された想像の世界、真正面から捉えた友人の姿、繊細な色使いなど各作品の表現それぞれが、見る私たちの心に何かを訴えかけてくるようです。



優秀賞
松田 雅さん
亀代小学校 2年



奨励賞
渡辺裕真さん
亀代小学校 4年



奨励賞
首藤涼太さん
蓮野小学校 3年



奨励賞
水戸部朋生さん
山倉小学校 2年



奨励賞
森田和樹さん
山倉小学校 5年



奨励賞
渡辺明日香さん
亀代小学校 3年



奨励賞
横山大吉さん
蓮野小学校 5年



奨励賞
泉 果菜さん
蓮野小学校 5年



奨励賞
大島慶司朗さん
山倉小学校 3年

第39回 新潟県ジュニア美術



奨励賞
板垣大樹さん
亀代小学校 1年



奨励賞
平野颯也さん
亀代小学校 1年



奨励賞
斎藤慶雅さん
山倉小学校 1年



奨励賞
小林佑季子さん
聖籠中学校 2年



奨励賞
斎藤 楓さん
蓮野小学校 1年



奨励賞
市川明彦さん
蓮野小学校 1年



奨励賞
渡辺和尚さん
聖籠中学校 3年



奨励賞
田中沙季さん
蓮野小学校 6年



奨励賞
野田海生さん
蓮野小学校 6年



奨励賞
松田七瀬さん
亀代小学校 6年

地域活性化対策券好評発売中!!

町内登録加盟店で使える「地域活性化対策券」。12月16日(火)から町商工会にて販売が始まりました。

15%もお得な商品券、購入はお早めに。



販売期間 平成21年3月31日(火)まで [9:00~16:00]

※完売次第終了。

使用可能期間 平成21年5月31日まで

- ご注意ください
- 二次販売では商工会に来られた方の分のみ10冊まで購入できます。
 - 額面に満たない買い物でもおつりは出ません。
 - 払い戻しはできません。

追加取扱加盟店 (随時募集中)

(12月18日現在)

No.	店舗名
90	(株)岩測設計
91	岩測洋子行政書士事務所
92	江戸屋餅菓子舗
93	(株)坂井電設
94	高橋建築
95	タカハシ電気
96	南大門
97	(有)日本海興産
98	新日本海料理 東港桜井
99	ヘアールーム宮下

このポスターが貼ってある
お店でどうぞ!



ご購入・
お問い合わせ

聖籠町商工会

【土・日・祝、年末年始(12/27~1/4)は休業】

☎27-2078

広報せいろは、再生紙を使用しています。